

公用車賃貸借（フレア1台）仕様書

1 自動車明細

(1) 車両本体

① 車名等	マツダ
② 型式	フレア・5AA-MJ95S
③ 台数	1台
④ 駆動方式	FF
⑤ 最大乗車定員	4名
⑥ 車体色	ホワイト

(2) 付属品等（下記以外の標準装備一式含む）

① フロアマット（純正）
② アクリルバイザー（純正）
③ 停止表示板
④ ホイール付冬用タイヤ（4輪分（保管料を含む））
⑤ CD/ラジオプレーヤー
⑥ ドライブレコーダー ※ <ul style="list-style-type: none">・総画素数 500 万画素以上・レンズ画角 360° /240°（水平/垂直）以上・Gセンサー（オンオフ調整可）搭載・駐車監視機能搭載・SDカードメンテナンスフリー機能・SDカードチェック機能及びバックアップ機能搭載・SDカード（32GB以上）付属 【参考品】コムテック HDR361GS
⑦ ETC車載器 ※
⑧ ナビゲーション用SDカードアドバンス

※セットアップ、取付作業を含む

2 納入場所

東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク

3 引渡し期間

令和4年12月1日

4 賃貸借期間

令和4年11月18日から令和11年11月17日まで（84か月）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約に 該当する
 該当しない

5 賃貸借に含まれる項目

賃借料には、賃貸借期間中に発生する次の費用を含む。

- ① 車両本体（特別仕様含む）及び付属品
- ② 新規登録に伴う諸費用一式
- ③ 自動車税（環境性能割、種別割）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
- ④ 点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備）
- ⑤ ④の整備のために必要な消耗品の充填及び交換費用一式
- ⑥ バッテリー交換（必要に応じた交換数）
- ⑦ エンジンオイル及びオイルエレメント交換補充（走行距離及び経過期間等に応じること）
- ⑧ タイヤ（夏タイヤ、冬タイヤともに必要数）及び年に2回のタイヤ交換費用
- ⑨ 故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。）
- ⑩ 代車費用（継続車検時及び故障修理時等に必要に応じた代車提供費用）
- ⑪ J A F と同等のロードサービスへの加入費用
（運転者の不注意による事故等を含む車両使用中のトラブルに対応するもの）

6 法定点検以外の点検整備内容

3か月毎に以下の点検を行うこと。

（4回に1回重複する法定点検又は車検での点検内容については、法定点検又は車検を以て本点検を行ったこととする。）

- ① エンジンのかかり具合、異音
- ② 低速（回転のムラ）、加速の状態
- ③ エンジンオイルの汚れ、量、漏れ
- ④ 冷却水の量、漏れ
- ⑤ Vベルトの張り具合、損傷
- ⑥ タイヤの摩耗状態、亀裂及び損傷、空気圧、取付状態
- ⑦ バッテリー液の量、漏れ
- ⑧ ホーン、ワイパー、ウォッシャー、計器類、ランプ類の作用
- ⑨ エアコンの作動状態
- ⑩ スペアタイヤ、ジャッキの搭載
- ⑪ ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、効き具合
- ⑫ ブレーキ液の量、漏れ
- ⑬ ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取付状態

7 推定走行距離

約500km/月

8 その他

- (1) 納入車（装備品含む）は新車であること。
- (2) 引渡しの日時について、引渡し日の前日までに下記問い合わせ先（発注担当課）に納車日時を電話にて連絡し、調整すること。また、引渡し日の午後3時までには下記問い合わせ先（発注担当課）に車検証をFAXで送ること。
なお、FAXには次の事項を記載して送信すること。
・車名・納車場所
- (3) 初年度登録年月は賃貸借開始年月と同じとすること。
- (4) 自動車税（環境性能割、種別割）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (5) 自動車保険（任意保険）料は、本契約に含めない。
- (6) 点検、交換、故障修理等の案件は下記メンテナンス連絡先に郵送、電話またはファックスによって行うものとし、指定工場から下記メンテナンス連絡先に連絡の上、日程調整を行うこと。
- (7) 指定納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (8) メンテナンス工場は、土・日・祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く賃貸借期間中、賃借人の要請から1時間以内に広島中央エコパークへスタッフが来庁できる整備工場とし、点検時等は引取納車とすること。
- (9) 納車及び引取りは、下記メンテナンス連絡先が指定する施設で行うこと。また、納車日に納車が難しい場合は代車を用意すること。
- (10) 冬季は夏用タイヤ、その他の期間は冬用タイヤを、適した保管場所を確保した上で、適正に保管管理すること。
- (11) 毎月の請求書には、請求額及び〇／84回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記すること。また、〇月〇日から〇月〇日分のように、どの期間の支払いに当たるかを明記すること。

9 メンテナンス連絡先及び問い合わせ先（発注担当課）・納車場所調整先・請求送付先

広島中央環境衛生組合施設1課

電話（082）426-0820

ファックス（082）426-0674